

福祉サービス総合補償

(傷害保険、賠償責任保険、約定履行費用保険（オプション）)

(<https://www.fukushihoken.co.jp>)

ふくしの保険

検索



在宅・地域福祉サービス中の

- 活動従事者ご自身のケガ
- 団体・グループおよび活動従事者ご自身の賠償責任
- 感染症（オプション）を補償します



社会福祉
法人 全国社会福祉協議会

〔本制度の契約形態〕

本制度は、在宅福祉サービス・介護保険サービスなどを実施する団体ならびにその活動従事者を被保険者（保険の補償を受けられる方）として全国社会福祉協議会が一括して損害保険会社と締結する団体契約です。

加入申込人（加入対象者）（ご加入いただける方）

社会福祉協議会およびその構成員・会員である団体^(※)ならびに社会福祉協議会が運営するボランティア・市民活動センターなどに登録されているボランティアグループ（以下総称して「団体」といいます。）

^(※)団体とは、社会福祉法人、NPO法人、社団法人、財団法人、学校法人、医療法人、地方公共団体、その他福祉サービスを通じて地域福祉活動の推進に取り組む団体です。なお、登録の方法は最寄りの社会福祉協議会までお問い合わせください。

^(※)個人加入はできません。

^(※)株式会社・有限会社・合同会社・合資会社・合名会社などの官能企業は加入できません。

被保険者（保険の補償を受けられる方）

ケガの補償

- …個人（団体のサービス従事者）

※サービスに従事しない役員、使用人は対象外です。

感染症の補償（オプション）

- …団体（団体が補償規定に基づいて活動従事者に支払われた補償金を補償します。）

賠償責任の補償

- …団体（役員、使用人を含みます。）

および個人（団体のサービス従事者）

対象となる活動

在宅福祉・地域福祉サービス

介護保険サービス

障害福祉サービス

障害者地域生活支援事業

児童福祉サービス

など

例

- ホームヘルプサービス
- グループホーム
- 配食・給食サービス
- 地域活動支援センター事業
- 児童家庭支援センター事業
- フォースタッキング事業

- 訪問入浴サービス
- 家事援助サービス
- ガイドヘルプサービス
- 小規模作業所事業
- ケアマネジメント業務（訪問調査、ケアプラン作成など居宅介護支援事業）

デイサービス

- 福祉用具貸与サービス

- 小規模多機能型サービス

- 地域包括支援センター事業

など

※後見事業、法人・団体の運営業務（営業活動、事務業務、受付業務、管財業務等）は加入できません。

※社会福祉関連法令で定められた入所の社会福祉施設（特別養護老人ホーム、養護老人ホーム、障害者総合支援法による生活支援施設など）事業は除きます。

ボランティア団体・グループで行う有償のボランティア活動（福祉サービス）も対象になります。

補償額（保険金額）

ケガの補償と賠償責任の補償は、セットで基本補償となりますので、いずれかのみの加入はできません。（保険期間1年）熱中症危険補償特約、細菌性食中毒およびウィルス性食中毒補償特約セット

保険金の種類		加入プラン	Aプラン	Bプラン	Cプラン
基本 補償	ケ ガ の 補 償	死 亡 保 険 金	410万円 ^(※1)	700万円 ^(※1)	1,080万円 ^(※1)
		後 遺 障 害 保 険 金	障害の程度により、死亡・後遺障害保険金額の4～100%	障害の程度により、死亡・後遺障害保険金額の4～100%	障害の程度により、死亡・後遺障害保険金額の4～100%
		入 院 保 険 金 日 額	3,100円	5,000円	8,000円
		手術 保険金	入院中の手術 31,000円	50,000円	80,000円
		外 来 の 手 術	15,500円	25,000円	40,000円
	賠 償 責 任 の 補 償	通 院 保 険 金 日 額	2,000円	3,200円	5,000円
		対人・対物賠償（個人賠償責任保険金）	1億円（1事故限度額）		
		対人・対物賠償 ^(※2)	2億円（期間中限度額）	3億円（期間中限度額）	5億円（期間中限度額）
		人格権侵害・宣伝障害 ^(※3)	2億円（期間中限度額）	3億円（期間中限度額）	5億円（期間中限度額）
		現金保管中の盗難損害賠償	10万円（期間中限度額）		
オ プ シ ョ ン	感 染 症 の 補 償	事 故 対 応 特 別 費 用 ^(※4)	500万円（期間中限度額）		
		被 告 者 対 応 費 用 ^(※5) （対人見舞費用）	死亡 10万円・入院 3万円・通院 1万円（期間中50万円限度）		
		ケアマネジメント業務における経済的損害賠償	100万円（期間中限度額）		
		死 亡	100万円		
		入 院 15日以上	5万円		
		入 院 8日以上14日以内	3万円		
		入 院 4日以上7日以内	2万円		
		通 院 4日以上	1万円		

^(※1)すでに後遺障害保険金をお支払いしている場合は、その金額を差し引いてお支払いします。

^(※2)対人賠償・対物賠償は、共通で保険金額限度となります。また、補償の対象となるリスクの種類ごとに期間中限度額を適用します。

^(※3)人格権侵害・宣伝障害は、共通で保険金額限度となります。

^(※4)事故対応特別費用における事故の原因調査費用については、1回の事故につき30万円限度となります。

^(※5)被害者対応費用は、人格権侵害・宣伝障害の事故、現金保管中の盗難損害賠償の事故、ケアマネジメント業務における経済的損害賠償の事故の場合は対象になりません。

※自己負担額はありません。

保険料

前年度の活動実績に基づき計算してください。(計算例は加入依頼書をご覧ください。)

補償内容	加入プラン	Aプラン	Bプラン	Cプラン
基本補償（ケガの補償・賠償責任の補償）	延活動従事者数 × 17 円	延活動従事者数 × 28 円	延活動従事者数 × 42 円	
オプション（感染症の補償）	延活動従事者数 × 1 円			

延活動従事者数=前年度の活動従事者全員の年間延活動実績日数合計
※新規事業の場合は今年度の予想延活動従事者数

補償期間(保険期間)

令和5年4月1日前0時から令和6年3月31日午後12時までの1年間

◆中途加入の場合は、加入申込手続きを完了^(*)した日の翌日午前0時から令和6年の3月31日午後12時までとなります。

(*) 加入申込手続きの完了とは、加入申込人が保険料を全国社会福祉協議会の指定口座に払込み、「加入依頼書」を専用封筒（ピンク色）にて全国社会福祉協議会「ボランティア関係保険制度」係宛に送付または提出したときとします。

加入申込手続き

①団体ごとに「加入依頼書」に必要事項をご記入、ご署名（フルネーム）またはご捺印ください。

また感染症の補償（オプション）に加入される場合には、『感染症補償規定』の内容をご確認いただき、加入依頼書にご捺印ください。

※地方公共団体、法人の場合は必ず公印、法人印をご捺印ください。

※新規にご加入いただく場合は、加入依頼書の同種の補償についての質問欄にも必ずご回答ください。

②所定の払込用紙（社協コードを必ず記入）を使用して、保険料を全国社会福祉協議会の指定口座にお振込みください。

③「加入依頼書」の1枚目（保険会社用）に所定の「振替払込受付証明書（お客様用）」を貼付し、最寄りの社会福祉協議会の確認印を取り付け、活動開始日前日までに専用封筒（ピンク色）にて全国社会福祉協議会「ボランティア関係保険制度」係宛にご送付またはご提出ください。

※活動従事者名簿について

- ・活動従事者の名簿はご加入者が備付けをしてください。
- ・名簿の様式は問いませんが、「活動開始年月日」「活動従事者の氏名」「住所」および「電話番号」を記載してください。
- ・名簿にお名前の無い方は保険金支払いの対象外となります。

④「加入依頼書」の3枚目に社会福祉協議会の確認印が捺印されたものが「加入証」となります。大切に保管してください。

保険金をお支払いする主な場合【ケガの補償】

【ケガの補償】(傷害保険) 団体の活動中に急激かつ偶然な外来の事故による活動従事者自身のケガを補償

ヘルパーが利用者宅で家事援助をしていて、調理中にやけどをし通院した。



介護支援専門員が訪問調査のため、要介護者を訪ねる途中、交通事故にあい後遺障害が生じた。



- 入院・通院 1日目からお支払いします。
- 健康保険、生命保険、加害者からの賠償金などに関係なくお支払いします。
- 熱中症やウイルス性・細菌性食中毒になった場合にも補償します(熱中症危険補償特約、細菌性食中毒およびウイルス性食中毒補償特約セット)。
- 活動場所への往復途上の事故も補償の対象となります。

保険金の種類	補償内容
死亡保険金	事故によりケガをされ、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合、死亡・後遺障害保険金額の全額をお支払いします。ただし、すでに後遺障害保険金をお支払いしている場合は、その金額を差し引いてお支払いします。 死亡保険金の額 = 死亡・後遺障害保険金額の全額
後遺障害保険金	事故によりケガをされ、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に後遺障害が生じた場合、その程度に応じて死亡・後遺障害保険金額の4%～100%をお支払いします。ただし、お支払いする後遺障害保険金の額は、保険期間を通じ、死亡・後遺障害保険金額を限度とします。 後遺障害保険金の額 = 死亡・後遺障害保険金額 × 後遺障害の程度に応じた割合(4%～100%)
入院保険金	事故によりケガをされ、入院された場合、事故の発生の日からその日を含めて180日以内の入院日数に対し、1日につき入院保険金日額をお支払いします。 入院保険金の額 = 入院保険金日額 × 入院日数(事故の発生の日から180日以内)
手術保険金	事故によりケガをされ、事故の発生の日からその日を含めて180日以内にそのケガの治療のために病院または診療所において、以下①または②のいずれかの手術を受けた場合、手術保険金をお支払いします。ただし、1事故につき1回の手術にかぎります。 なお、1事故に基づくケガに対して、入院中および外来で手術を受けたときは、<入院中に受けた手術の場合>の手術保険金をお支払いします。 ①公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に、手術料の算定対象として列挙されている手術 ^(※1) ②先進医療に該当する手術 ^(※2) <入院中に受けた手術の場合> 手術保険金の額 = 入院保険金日額 × 10(倍) <外来で受けた手術の場合> 手術保険金の額 = 入院保険金日額 × 5(倍) (※1)以下の手術は対象となりません。 創傷処理、皮膚切開術、デブリードマン、骨または関節の非観血的または徒手的な整復術・整復固定術および授動術、抜歯手術 (※2)先進医療に該当する手術は、治療を直接の目的としてメス等の器具を用いて患部または必要部位に切除、摘出等の処置を施すものにかぎります。
通院保険金	事故によりケガをされ、通院された場合、事故の発生の日からその日を含めて180日以内の通院日数に対し、90日を限度として、1日につき通院保険金日額をお支払いします。ただし、入院保険金をお支払いするべき期間中の通院に対しては、通院保険金をお支払いしません。 通院保険金の額 = 通院保険金日額 × 通院日数(事故の発生の日から180日以内の90日限度) (注1)通院されない場合であっても、骨折、脱臼、靭帯損傷等のケガをされた部位(脊柱、肋骨、胸骨、長管骨等)を固定するために医師の指示によりギプス等 ^(※) を常時装着したときはその日数について通院したものとみなします。 (※)ギプス、ギプスシーネ、ギプスシャーレ、シーネその他これらと同程度に固定ができるものをいい、胸部固定帯、胸骨固定帯、肋骨固定帯、軟性コルセット、サポーター等は含まれません。 (注2)通院保険金の支払いを受けられる期間中に新たに他のケガをされた場合であっても、重複して通院保険金をお支払いしません。

用語のご説明

【先進医療】	病院等において行われる医療行為のうち、一定の施設基準を満たした病院等が厚生労働省への届出により行う高度な医療技術をいいます。対象となる先進医療の種類については、保険期間中に変更となることがあります。詳しくは厚生労働省ホームページをご覧ください。 https://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/isei/sensiniryo/kikan.html
【治療】	医師が必要であると認め、医師が行う治療をいいます。ただし、被保険者が医師である場合は、被保険者以外の医師による治療をいいます。
【通院】	病院もしくは診療所に通い、または往診により、治療を受けることをいいます。ただし、治療を伴わない、薬剤、診断書、医療器具等の受領等のためのものは含まれません。
【入院】	自宅等での治療が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。
【免責額】	支払保険金の算出にあたり、損害の額から控除する自己負担額をいいます。

保険金をお支払いする主な場合【賠償責任の補償・感染症の補償（オプション）】

【賠償責任の補償】（福祉サービス総合補償追加
条項他セット賠償責任保険）団体の活動中の偶然な事故により、サービス利用者や他人の身体・財物に損害を与え、団体またはその活動従事者が法律上の損害賠償責任を負われた場合を補償

入浴サービス中に誤ってお年寄り
にケガをさせた。



利用者宅で、家事援助サービス中、
誤って食器を落として割った。



- ◎サービス利用者の状況を外部に漏らし名誉毀損きそんと訴えられたなど人格権の侵害による損害賠償責任も補償します。
- ◎利用者から預かった現金盗難時の損害賠償責任も補償します。（警察への届け出が必要です。）
- ◎ケアプランに不必要的介護サービスを組み込んだため、本来必要なサービスを受けられなかったとして損害賠償を求められたなど、ケアマネジメント業務における経済的損害による損害賠償責任も補償します。
- ◎介護職員がたんの吸引を行った際に要介護者の喉を傷つけてしまったなど、介護職員等認定特定行為業務従事者が行った喀痰吸引等特定行為による損害賠償責任も補償します。

保険金の種類	補償内容
①損害防止費用	被保険者が損害の防止や拡大を防止した際に支出した費用をお支払いします。
②緊急措置費用	損害の拡大や防止の手段を講じたあとに賠償責任がないことが判明した場合であっても、被保険者に対する応急手当、緊急処置のために支出した費用をお支払いします。
③権利保全行使費用	被保険者が第三者に損害賠償請求できる場合に、その権利を保全・行使するために支出した費用をお支払いします。
④争訟費用	被保険者が事前に損保ジャパンの承認を得て支出した訴訟費用、弁護士報酬等の費用をお支払いします。
⑤協力費用	被保険者が損害賠償請求を受け、損保ジャパンが必要に応じて被保険者の代わりに解決に向けた対応を行う場合に、被保険者が損保ジャパンに協力するために支出した費用をお支払いします。
⑥損害賠償金	被害者に支払うべき法律上の損害賠償金をお支払いします。 <身体賠償事故の場合> 治療費、医療費、慰謝料 等 <財物賠償事故の場合> 修理費、再調達に要する費用 等 ※修理費および再調達に要する費用は、その損害にあった財物の時価額を超えない範囲でお支払いします。 被保険者が損害賠償金を支払うことによって代位取得するものがある場合は、その価額を除きます。また、法律上の損害賠償責任が生じないにもかかわらず、被害者に支払われた見舞金等はお支払いの対象となりません。
⑦被害者対応費用 (対人見舞費用)	対人事故が発生した場合に、慣習として支出した見舞金・見舞品の購入費用を被害者の状況に応じて死亡時10万円・入院時3万円・通院時1万円を限度にお支払いします。本補償をご利用後に賠償請求を受け、最終的に賠償責任を負う場合には、賠償保険金のお支払い時に、この補償分を控除させていただきます。
⑧事故対応特別費用 (初期対応費用・争訟対応費用) ※団体の補償固有	補償の対象となるような損害賠償請求がなされた場合、あるいは損害賠償請求が発生するおそれがあることを被保険者が知った場合において、被保険者がその対処のために支出した費用（文書作成費用、交通費、事故現場の調査費用、記録費用・通信費等）をお支払いします。

※①から⑤までの費用は、原則としてその全額がお支払いの対象となります。

※⑥損害賠償金の額が支払限度額を超える場合、④争訟費用は、次の算式によって得られた額をお支払いします。

争訟費用の総額=争訟費用の総額 × 支払限度額／⑥損害賠償金

※個人の賠償責任の補償の場合は、①から⑥までをあわせて「個人賠償責任保険金」といいます。

【感染症の補償】 (約定履行費用保険)

福祉サービスに従事する方自身がその活動中の事由により、下記に掲げる感染症を発症し、死亡、4日以上入院または、4日以上通院した場合、団体が補償規定に基づき活動従事者に補償金を支払われた場合に保険金をお支払いします。(感染症補償規定につきましてはP6をご覧ください。)

◎対象となる感染症：肺炎、新型コロナウイルス感染症^(※)、肝炎(A型、B型、C型およびE型)、結核、HIV感染症(エイズ)、梅毒、皮膚感染症(疥癬、カンジダ症、白癬症、ヘルペスウイルス感染症、帯状疱疹、紅色陰癬など)、流行性角結膜炎、コレラ、細菌性赤痢、腸チフス、細菌性およびウイルス性食中毒、MRSA、ペスト、エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、マールブルグ病、パラチフス、ジフテリア、ポリオ、ラッサ熱、重症急性呼吸器症候群(病原体がベータコロナウイルス属SARSコロナウイルスであるものにかかる)、中東呼吸器症候群(病原体がベータコロナウイルス属MERSコロナウイルスであるものにかかる)、痘瘡、黄熱、Q熱、狂犬病、特定鳥インフルエンザ(H5N1、H7N9)、マラリア、南米出血熱、急性灰白髄炎、腸管出血性大腸菌感染症

医師に「新型コロナウイルス感染症」と診断された日が2022年9月26日以降の場合、宿泊施設・自宅での療養を「入院」とみなして保険金をお支払いする取扱いの対象を「重症化リスクの高い方」としています(2022年12月現在)。

*以下の方をいいます。

・65歳以上の方　・入院を要する方　・妊婦　・重症化リスクがあり、新型コロナ治療薬の投与または新型コロナ罹患により酸素投与が必要な方
(注)今後、変更となる可能性があります。

保険金をお支払いできない主な場合

【ケガの補償】

- 故意または重大な過失
 - 自殺行為、犯罪行為または闘争行為
 - 無資格運転、酒気を帯びた状態での運転または麻薬等により正常な運転ができないおそれがある状態での運転
 - 脳疾患、疾病または心神喪失
 - 妊娠、出産、早産または流産
 - 外科的手術その他の医療処置
 - 戦争、外国の武力行使、暴動（テロ行為^(※1)を除きます。）、核燃料物質等によるもの
 - 地震、噴火またはこれらによる津波
 - 頸（けい）部症候群（いわゆる「むちうち症」）、腰痛等で医学的他覚所見^(※2)のないもの
 - ピッケル等の登山用具を使用する山岳登はん、ロッククライミング（フリーフェイジングを含みます。）、登る壁の高さが5mを超えるボルダリング、航空機操縦（職務として操縦する場合を除きます。）、ハンググライダー搭乗等の危険な運動を行っている間の事故
 - 自動車、原動機付自転車等による競技、競争、興行（これらに準ずるものおよび練習を含みます。）の間の事故など
- （※1）「テロ行為」とは、政治的・社会的もしくは宗教・思想的な主義・主張を有する団体・個人またはこれと連帯するものがその主義・主張に関して行う暴力的行為をいいます。以下同様とします。
- （※2）「医学的他覚所見」とは、理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査等により認められる異常所見をいいます。以下同様とします。

【個人の賠償責任の補償】

- 故意
 - 地震、噴火またはこれらによる津波
 - 被保険者および被保険者と同居する親族に対する損害賠償責任
 - 被保険者が所有、使用または管理する財物の損壊について、その財物について正当な権利を有する方に対して負担する損害賠償責任
 - 航空機、船舶および自動車・原動機付自転車等の車両^(※)、銃器の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任など
- （※）次のア、からウ、までのいずれかに該当するものを除きます。
- ア、主たる原動力が人力であるもの
 - イ、ゴルフ場敷地内におけるゴルフカート
 - ウ、身体障がい者用車いすおよび歩行補助車で、原動機を用いるもの

【団体の賠償責任の補償】

- 被保険者の故意によって生じた賠償責任
- 航空機、昇降機、自動車（道路運送車両法（昭和26年法律第185号）によって定められる自動車および原動機付自転車をいいます。）または施設外における船、車両（自動車および原動力がもっぱら人力である場合を除きます。）もしくは動物の所有、使用または管理に起因する賠償責任（貨物の積み込みまたは積み下し作業を除きます。）

※自動車による事故は、活動従事者自身のケガのみが対象となり、対人・対物事故などの賠償責任については対象となりません。（自動車保険での補償となります。）
※自動車とは、道路交通法ならびに道路運送車両法に定義されているものをいい、ブルドーザー、パワーショベル、ユンボ、フォークリフト、クレーン車などを含みます。

事故が起こったら

事故が発生した場合は、応急措置など必要な初期対応を行ったうえで、次の事項を所定の「事故報告書」に必要事項をご記入のうえ、加入証（加入依頼書控）とともに**ただちに損保ジャパンの都道府県別の担当保険金サービス課までFAXしてください。**（FAX送信の宛先は裏表紙の連絡先一覧をご確認ください。）

①事故発生の日時・場所 ②事故の原因・状況 ③ケガの程度・病院名（傷害事故）

④相手の氏名、住所、連絡先、ケガまたは損害の程度（賠償事故）

など

※「事故報告書」はご加入手続きをされた社会福祉協議会からお取り寄せいただくか、「ふくしの保険」ホームページ（<https://www.fukushihoken.co.jp/>）からダウンロードしてください。

※事故の発生の日から30日以内にご連絡いただけない場合は、保険金をお支払いできないことがあります。

※賠償事故の場合、示談交渉は必ず損保ジャパンと相談いただきながらおすすめください。事前に損保ジャパンの承認を得ることなく損害賠償責任を認めたり、賠償金等をお支払いになった場合は、その一部または全部について保険金をお支払いできなくなる場合がありますので、ご注意ください。

- 施設や昇降機の新築、改築、修理、取りこわしその他工事
- 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動
- 地震、噴火、洪水、津波またはこれらに類似の自然変象
- 医療行為、はり、きゅう、マッサージ、身体美容・整形等または弁護士、公認会計士、税理士、建築士、司法書士、獣医師等の専門資格を要する業務に起因する賠償責任
- 被保険者の使用者が被保険者の業務に従事中に被った身体の障害によって生じた賠償責任
- 原子核反応または原子核の崩壊等に起因する賠償責任
- 福祉用具貸与に関して他事業者（リース、レンタル業者）等から供給を受けている場合に、その用具に与えた損害に起因する賠償責任
- 受託物の自然の消耗、欠陥、ねずみ食い、虫食いなどに起因する賠償責任
- 受託物が利用者・第三者（受託物の所有者）に引き渡された日から30日以後に発見された損害に起因する賠償責任
- 雇用・解雇に関する不当行為に起因する賠償責任
- 居宅介護支援業務遂行、または遂行に起因する以外の経済的損害賠償
- 法令に違反することを被保険者が認識しながら行った行為による損害
- 被保険者が他人に損害を与えることを予見して行った行為による損害
- 排水または排気（煙または蒸気を含みます。）によって生じた賠償責任
- 被保険者と他人との間に損害賠償に関する特別の約定がある場合において、その約定によって加重された賠償責任
- 石綿または石綿を含む製品の発ガン性その他の有害な特性に起因する賠償責任
- 汚染物質の排出、流出、いつ出、分散、放出、漏出等に起因する賠償責任
- 修理または加工に起因する賠償責任
- 屋根、樋、扉、戸、窓、壁、通風筒等から入る雨、雪等による財物の損壊に起因する賠償責任など

【感染症の補償】

- 保険契約者、被保険者またはこれらの者の法定代理人^(※1)の故意または重大な過失
 - 被保険者が約定した第三者またはその者の法定代理人^(※2)の故意または重大な過失など
- （※1）保険契約者、被保険者またはこれらの者の法定代理人が法人である場合は、その理事、取締役、執行役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。
- （※2）被保険者が約定した第三者またはその者の法定代理人
被保険者が約定した第三者またはその者の法定代理人が法人である場合は、その理事、取締役、執行役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。

- この保険契約は、賠償責任保険普通保険約款、普通傷害保険普通保険約款、約定履行費用保険普通保険約款に各種特約等をセットしたものを組み合わせた商品です。
 - この保険契約は複数の保険会社が共同で引受ける共同保険契約であり、幹事保険会社は、他の引受保険会社を代理・代行して、保険料の領収、保険証券の発行、保険金支払その他の業務または事務を行っておられます。
- 引受保険会社は各々の引受割引に応じて連帯することなく単独別個に保険契約上の責任を負います。
- 【引受保険会社】損害保険ジャパン株式会社：85%<幹事保険会社>・東京海上日動火災保険株式会社：15%

福祉サービス総合補償感染症補償規程

(本規程の目的) 第1条

本規程は、当団体が行う福祉サービス業務(以下「業務」という。)の遂行上の事由により補償対象者が感染症を発症した場合に、当団体が補償対象者に対して行う補償の内容を定めることにより補償対象者の福利厚生の向上を図ることを目的とする。

(定義) 第2条

本規程において、次の各号に掲げる用語は、それぞれ次の定義に従う。

- (1)補償対象者—当団体が行う福祉サービス業務に従事する者のうち、当団体の作成、保管する名簿に記載された者
- (2)感染症—病原体の感染により生じる症状のうち、次に掲げるもの肺炎、新型コロナウイルス感染症、肝炎(A型、B型、C型およびE型)、結核、HIV感染症(エイズ)、梅毒、皮膚感染症(疥癬、カンジタ症、白癬症、ヘルペスウイルス感染症、帯状疱疹、紅色陰癬など)、流行性角結膜炎、コレラ、細菌性赤痢、腸チフス、細菌性およびウイルス性食中毒、MRSA、ペスト、エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、マールブルグ病、パラチフス、ジフテリア、ポリオ、ラッサ熱、重症急性呼吸器症候群(病原体がベータコロナウイルス属SARSコロナウイルスであるものにかぎる。)、中東呼吸器症候群(病原体がベータコロナウイルス属MERSコロナウイルスであるものにかぎる。)、痘そう、黄熱、Q熱、狂犬病、特定鳥インフルエンザ(H5N1、H7N9)、マラリア、南米出血熱、急性灰白髄炎、腸管出血性大腸菌感染症

(補償を行う場合) 第3条

当団体は、補償対象者が業務の遂行上の事由により発症した感染症に対してこの規程に従い補償金を支払う。ただし、本規程の発効日より前に感染し、または発症した場合には補償金を支払わない。なお、本規程の発効日よりも後に補償対象者となった者については、「本規程の発効日」を「本規程による補償対象者となった日」と読み替える。

(補償の内容) 第4条

当団体が前条の規定により支払う補償金は次の各号の通りとする。

- (1)感染症死亡補償金—補償対象者が感染症を発症し、その直接の結果として感染症を発症した日(以下「発症日」という。)からその日を含めて180日以内に死亡した場合は感染症死亡補償金として100万円を補償対象者の法定相続人に支払う。ただし、補償対象者の法定相続人が2名以上であるときは、法定相続分の割合により感染症死亡補償金を支払う。
- (2)感染症入院補償金—補償対象者が感染症を発症し、その直接の結果として、平常の業務に従事することまたは平常の生活ができなくなり、かつ入院(医師による治療が必要な場合において、自宅等での治療が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいう。)した場合は、入院した日数に応じて下表に記載の金額を補償対象

者に支払う。ただし、発症日からその日を含めて180日以内に入院した場合に限るものとする。

入院期間	感染症入院補償金の額
15日以上のとき	5万円
8日以上14日以内のとき	3万円
4日以上7日以内のとき	2万円

(3)感染症通院補償金—補償対象者が感染症を発症し、その直接の結果として、平常の業務に従事することまたは平常の生活ができなくなり、かつ通院(医師による治療が必要な場合において、病院または診療所に通い、医師の治療を受けること(往診を含みます。))した場合は、通院した日数に応じて下表に記載の金額を補償対象者に支払う。

通院期間	感染症通院補償金の額
4日以上のとき	1万円

(感染の推定) 第5条

補償対象者が発症した感染症が、当団体の指示に基づく業務の利用者が罹患していた感染症と同一の感染症であると医師の診断により認定された場合は、業務の遂行上の事由により感染症を発症したものと推定する。ただし、他の感染源が特定できる場合はこの限りではない。

(感染の報告義務) 第6条

補償対象者は、感染したおそれが生じたとき、感染が判明したとき、または感染症が発症したときは、速やかにそれらの状況および身体の障害の程度を当団体に報告しなければならない。

2. 補償対象者が正当な理由がなく前項の規定に違反したとき、またはその報告について知っている事実を告げなかったとき、もしくは不実のことを告げたときは、当団体は補償金を支払わない。

(補償金の請求手続) 第7条

補償対象者(感染症死亡補償金については補償対象者の法定相続人)が補償金の支給を受けようとするときは別表に掲げる書類のうち当団体が求めるものを提出しなければならない。

2. 補償対象者(感染症死亡補償金については補償対象者の法定相続人)が前項の書類を提出しなかったとき、または提出書類に知っている事実を記載しなかったとき、もしくは不実の記載をしたときは、当団体は補償金を支払わない。

(本規程の改定) 第8条

当団体は、社会経済事情の著しい変動等があった場合には、本規程の改定を行う。

(発効日) 第9条

本規程は、福祉サービス総合補償の補償期間の開始日から効力を発する。

別表 (補償金請求書類)

	死亡	入院	通院
1. 補償金請求書 ^(※)	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
2. 障害状況報告書 ^(※)	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
3. 公の機関(やむを得ない場合には、第三者)の事故証明書 ^(※)	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
4. 死亡診断書または死体検案書	<input type="radio"/>		
5. 感染症の程度を証明する医師の診断書		<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
6. 入院(通院)日数を記載した病院または診療所の証明書類 ^(※)		<input type="radio"/>	
7. 補償対象者の法定相続人の戸籍謄本	<input type="radio"/>		
8. 補償対象者の戸籍謄本	<input type="radio"/>		
9. 補償対象者の印鑑証明書		<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
10. 委任を証する書類および委任する者の印鑑証明書(補償金の請求を第三者に委任する場合) ^(※)	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
11. 上記1~10.の他当団体が求める書類	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>

(※)が付されている書類は、当団体が定める書式による。

感染症補償の補償金のお支払いまでの流れ



重要事項等説明書 福祉サービス総合補償 契約概要と注意喚起情報

ご加入に際して特にご確認いただきたい事項や、ご加入者にとって不利益になる事項等、特にご注意いただきたい事項を記載しています。ご加入になる前に必ずお読みいただきますようお願いします。

【加入者ご本人以外の被保険者(保険の対象となる方。以下同様とします。)】にも、このパンフレットに記載した内容をお伝えください。また、ご加入の際は、ご家族の方にもご契約内容をお知らせください。】

この保険のあらまし (契約概要のご説明)

- 商品の仕組み：この商品は傷害保険普通保険約款に各種特約をセットしたものと賠償責任保険普通保険約款に各種特約をセットしたものを組み合わせた商品です。また、オプションは約定履行費用保険普通保険約款に各種特約をセットしたものです。
- 保険契約者：社会福祉法人全国社会福祉協議会
- 保険期間：令和5年4月1日前0時に始まり、保険期間末日(令和6年3月31日)の午後12時に終ります。
- 申込締切日：保険期間開始の前日

この保険のあらまし（契約概要のご説明）（続き）

- 引受条件(保険金額等)、保険料、保険料払込方法等:
引受条件(保険金額等)、保険料はパンフレットに記載しておりますので、ご確認ください。
- 加入対象者：社会福祉協議会およびその構成員・会員ならびに社会福祉協議会が運営するボランティアセンター・市民活動センターなどに登録されているボランティアグループ・団体
- 被保険者：【ケガの補償】活動従事者
【賠償責任の補償】加入対象者(団体)および活動従事者本人
【感染症の補償】加入対象者(団体)
- お支払方法：専用の払込用紙を使用し、払込み(一括払)いただきます。

ケガの補償および活動従事者個人の賠償責任 補償の内容【保険金をお支払いする主な場合とお支払いできない主な場合】

被保険者(補償の対象となる方)が、この保険の対象となる活動従事中および往復途上において、急激かつ偶然な外來の事故(以下「事故」といいます。)によりケガ^(※1)をされた場合、偶然な事故により他人にケガをさせたり、他人の物を壊したりしたために、法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、保険金をお支払いします。
(※1)身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収した場合に急激に生ずる中毒症状を含みます(「細菌性食中毒およびウイルス性食中毒補償特約」セット)。「熱中症危険補償特約」がセットされていますので、日射または熱射による身体の障害もお支払いの対象となります。

(注)保険期間の開始時より前に発生した事故によるケガ・損害に対しては、保

險金をお支払いできません。

【急激かつ偶然な外來の事故】について

- 「急激」とは、突然的に発生することであり、ケガの原因としての事故がゆるやかに発生するのではなく、原因となった事故から結果としてのケガまでの過程が直接的で時間的の間隔のないことを意味します。
- 「偶然」とは、「原因の発生が偶然である」「結果の発生が偶然である」「原因・結果とも偶然である」のいずれかに該当する予知されない出来事をいいます。
- 「外來」とは、ケガの原因が被保険者の身体の外からの作用によることをいいます。

(注)靴ずれ、車酔い、しもやけ等は、「急激かつ偶然な外來の事故」に該当しません。

保険金の種類	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いできない主な場合
保険死亡	事故によりケガをされ、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合、死亡・後遺障害保険金額の全額をお支払いします。ただし、すでに後遺障害保険金をお支払いしている場合は、その金額を差し引いてお支払いします。 死亡保険金の額=死亡・後遺障害保険金額の全額	①故意または重大な過失 ②自殺行為、犯罪行為または闘争行為 ③無資格運転、酒気を帯びた状態での運転または麻薬等により正常な運転ができる状態での運転 ④脳疾患、疾病または心神喪失 ⑤妊娠、出産、早産または流産 ⑥外科的手術その他の医療処置 ⑦戦争、外国の武力行使、暴動(テロ行為 ^(※1) を除きます)、核燃料物質等によるもの ⑧地震、噴火またはこれらによる津波 ⑨頸(けい)部症候群(いわゆる「むちうち症」)、腰痛等で医学的他覚所見 ^(※2) のないもの ⑩ピッケル等の登山用具を使用する山岳登攀はん、ロッククライミング(フリークライミングを含みます)、登る壁の高さが5mを超えるボルダリング、航空機操縦(職務として操縦する場合を除きます)、ハンググライダー搭乗等の危険な運動を行っている間の事故 ⑪自動車、原動機付自転車等による競技、競争、興行(これらに準ずるものおよび練習を含みます。)の間の事故
後遺障害	事故によりケガをされ、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に後遺障害が生じた場合、その程度に応じて死亡・後遺障害保険金額の4%～100%をお支払いします。ただし、お支払いする後遺障害保険金の額は、保険期間を通じ、死亡・後遺障害保険金額を限度とします。 後遺障害保険金の額=死亡・後遺障害保険金額 × 後遺障害の程度に応じた割合 (4%～100%)	⑫意図的・社会的もしくは宗教・思想的な主義・主張を有する団体・個人またはこれと連帯するものがその主義・主張に関して行う暴力的行為をいいます。以下同様とします。
保険入院	事故によりケガをされ、入院された場合、事故の発生の日からその日を含めて180日以内の入院日数に対し、1日につき入院保険金日額をお支払いします。 入院保険金の額=入院保険金日額×入院日数(事故の発生の日から180日以内)	⑬(※1)「テロ行為」とは、政治的・社会的もしくは宗教・思想的な主義・主張を有する団体・個人またはこれと連帯するものがその主義・主張に関して行う暴力的行為をいいます。以下同様とします。
ケガの手術保険金	事故によりケガをされ、事故の発生の日からその日を含めて180日以内にそのケガの治療のために病院または診療所において、以下①または②のいずれかの手術を受けた場合、手術保険金をお支払いします。ただし、1事故につき1回の手術にかぎります。なお、1事故に基づくケガに対して、入院中および外来で手術を受けたときは、<入院中に受けた手術の場合>の手術保険金をお支払いします。 ①公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に、手術料の算定対象として列挙されている手術 ^(※1) ②先進医療に該当する手術 ^(※2) <入院中に受けた手術の場合>手術保険金の額=入院保険金日額×10(倍) <外来で受けた手術の場合>手術保険金の額=入院保険金日額×5(倍) (※1)以下の手術は対象となりません。 創傷処理、皮膚切開術、デブリードマン、骨または関節の非観血的または徒手的な整復術・整復固定術および授動術、抜歯手術 (※2)先進医療に該当する手術は、治療を直接の目的としてメス等の器具を用いて患部または必要部位に切除、摘出等の処置を施すものにかぎります。	⑭(※2)「医学的他覚所見」とは、理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査等により認められる異常所見をいいます。以下同様とします。
通院保険金	事故によりケガをされ、通院された場合、事故の発生の日からその日を含めて180日以内の通院日数に対し、90日を限度として、1日につき通院保険金日額をお支払いします。ただし、入院保険金をお支払いするべき期間中の通院に対しては、通院保険金をお支払いしません。 通院保険金の額=通院保険金日額×通院日数(事故の発生の日から180日以内の90日限度) (注1)通院されない場合であっても、骨折、脱臼、靭帯損傷等のケガをされた部位(脊柱、肋骨、胸骨、長管骨等)を固定するために医師の指示によりギプス等 ^(※1) を常時装着したときはその日数について通院したものとみなします。 (※2)ギプス、ギプスシーネ、ギプスシャーレ、シーネその他これらと同程度に固定ができるものをいい、胸部固定帯、胸骨固定帯、肋骨固定帯、軟性コルセット、サポーター等は含まれません。 (注2)通院保険金の支払いを受けられる期間中に新たに他のケガをされた場合であっても、重複して通院保険金をお支払いしません。	⑮(※1)「テロ行為」とは、政治的・社会的もしくは宗教・思想的な主義・主張を有する団体・個人またはこれと連帯するものがその主義・主張に関して行う暴力的行為をいいます。以下同様とします。
個人活動者個人の補償	日本国内または国外において、被保険者 ^(※1) が次の①から④までのいずれかの事由により法律上の損害賠償責任を負った場合に、損害賠償金および費用(訴訟費用等)の合計金額をお支払いします(自己負担額はありません)。ただし、1回の事故につき損害賠償金は個人賠償責任の保険金額を限度とします。なお、賠償金額の決定には、事前に損保ジャパンの承認を必要とします。 ①住宅の所有・使用・管理に起因する偶然な事故により、他人にケガなどをさせた場合や他人の財物を壊した場合 ②被保険者 ^(※1) の日常生活(住宅以外の不動産の所有・使用または管理を除きます。)に起因する偶然な事故(例:自転車運転中の事故など)により、他人にケガなどをさせた場合や他人の財物を壊した場合 ③日本国内で受託した財物(受託品) ^(※2) を壊したり盗まれた場合 ④誤って線路に立ち入ったことなどにより電車等 ^(※3) を運行不能にさせた場合 (※1)この特約における被保険者は次のとおりです。 ア.本人 イ.本人の配偶者 ウ.本人またはその配偶者の同居の親族 エ.本人またはその配偶者の別居の未婚の子 オ.本人が未成年者または責任無能力者の場合、親権者、その他の法定の監督義務者および監督義務者に代わって本人を監督する方(本人の親族にかぎります)。ただし、本人に関する事故にかぎります。 カ.イ.からエ.までのいずれかの方が責任無能力者の場合、親権者、その他の法定の監督義務者および監督義務者に代わって責任無能力者を監督する方(その責任無能力者の親族にかぎります)。ただし、その責任無能力者に関する事故にかぎります。 なお、被保険者本人またはその配偶者との続柄および同居または別居の別は、損害の原因となつた事故发生時ににおけるものをおこします。 (※2)次のものは「受託品」に含まれません。 ・携帯電話・スマートフォン等の携帯式通信機器、ノート型パソコン等の携帯式電子事務機器およびこれらの付属品 ・コンタクトレンズ、眼鏡、サングラス、補聴器 (次ページに続きます)	⑯故意 ⑰戦争、外国の武力行使、暴動(テロ行為を除きます)、核燃料物質等による損害 ⑱地震、噴火またはこれらによる津波 ⑲被保険者の職務遂行に直接起因する損害賠償責任 ⑳被保険者およびその被保険者と同居する親族に対する損害賠償責任 ㉑受託品を除き、被保険者が所有、使用または管理する財物の損壊について、その財物について正当な権利を有する方に対する負担する損害賠償責任 ㉒心神喪失に起因する損害賠償責任 ㉓被保険者または被保険者の指図による暴行または殴打に起因する損害賠償責任 ㉔航空機、船舶および自動車・原動機付自転車等の車両 ^(※1) 、銃器の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任 ㉕環境汚染に起因する損害賠償責任 ㉖受託品に対して正当な権利を有していない者に対して損害賠償責任を負担することによって被った損害

(次ページに続きます)

ケガの補償および活動従事者個人の賠償責任 補償の内容【保険金をお支払いする主な場合とお支払いできない主な場合】(続き)

保険金の種類	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いできない主な場合
個人 活動者 個人 賠償責任 の 統一 補償	<p>(前ページより続きます)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・義歯、義肢その他これらに準ずる物 ・動物、植物 ・自転車、ハンググライダー、パラグライダー、サーフボード、ウインドサーフィン、ラジコン模型およびこれらの付属品 ・船舶(ヨット、モーターボート、水上バイク、ボートおよびカヌーを含みます)、航空機、自動車(ゴルフ場敷地内におけるゴルフカートを除きます)、バイク、原動機付自転車、雪上オートバイ、ゴーカートおよびこれらの付属品 ・通貨、預貯金証書、株券、手形その他の有価証券、印紙、切手、設計書、帳簿 ・貴金属、宝石、書画、骨どうし、彫刻、美術品 ・クレジットカード、ローンカード、プリペイドカードその他これらに準ずる物 ・ドローンその他の無人航空機および模型航空機ならびにこれらの付属品 ・山岳登攀はん、ロッククライミング(フリークライミングを含みます)、登る壁の高さが5mを超えるボルダリング等の危険な運動等を行っている間のその運動等のための用具 ・データやプログラム等の無体物 ・漁具 ・1個もしくは1組または1対で100万円を超える物 ・不動産 <p>(※3)[電車等]は、汽車、電車、気動車、モノレール等の軌道上を走行する陸上の乗用具をいいます。</p>	<p>(前ページより続きます)</p> <ul style="list-style-type: none"> ⑫受託品の損壊または盗取について、次の事由により生じた損害 ・被保険者の自殺行為、犯罪行為または闘争行為 ・差し押え、収用、没収、破壊等国または公共団体の公権力の行使 ・自然の消耗または劣化、変色、さび、かび、ひび割れ、虫食い ・偶然な外來の事故に直接起因しない電気的事故または機械的事故 ・置き忘れ^(※2)または紛失 ・詐欺または横領 ・雨、雪、雹(ひょう)、みぞれ、あられまたは融雪水の浸み込みまたは吹き込み ・受託品が委託者に引き渡された後に発見された受託品の損壊または盗取 <p>(※1)次のア.からウ.までのいずれかに該当するものを除きます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ア.主たる原動力が人力であるもの イ.ゴルフ場敷地内におけるゴルフカート ウ.身体障がい者用車いすおよび歩行補助車で、原動機を用いるもの <p>(※2)保険の対象を置いた状態でその事実または置いた場所を忘れることがあります。</p>

*※被保険者の範囲については、パンフレットP7の被保険者になります。

(注)補償内容が同様のご契約^(※1)が他にある場合は、補償が重複することがあります。補償が重複すると、対象となる事故については、どちらのご契約からでも補償されますが、いずれか一方のご契約からは保険金が支払われない場合があります。ご加入にあたっては、補償内容の差異や保険金額をご確認いただき、補償・特約の要否をご判断ください^(※2)。

(※1)傷害保険の他、火災保険や自動車保険などにセットされる特約や他社のご契約を含みます。

(※2)1契約のみに補償・特約をセットした場合、ご契約を解約したときや、家族状況の変化(同居から別居への変更等)により被保険者が補償の対象外になったときなどは、補償がなくなることがありますので、ご注意ください。

その他ご注意いただきたいこと

保険金額は、高額療養費制度等の公的保険制度を踏まえ設定してください。公的保険制度の概要につきましては、金融庁のホームページ
(<https://www.fsa.go.jp/ordinary/insurance-portal.html>) 等をご確認ください。

ケガの補償および活動従事者個人の賠償責任 用語のご説明

用語	用語の定義
【先進医療】	病院等において行われる医療行為のうち、一定の施設基準を満たした病院等が厚生労働省への届出により行う高度な医療技術をいいます。対象となる先進医療の種類については、保険期間中に変更となることがあります。詳しくは厚生労働省ホームページをご覧ください。 (https://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/isei/sensiniryo/kikan.html)
【治療】	医師が必要であると認め、医師が行う治療をいいます。ただし、被保険者が医師である場合は、被保険者以外の医師による治療をいいます。
【通院】	病院もしくは診療所に通い、または往診により、治療を受けることをいいます。ただし、治療を伴わない、薬剤、診断書、医療器具等の受領等のためのものは含みません。
【入院】	自宅等での治療が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。
【配偶者】	婚姻の相手方をいい、内縁の相手方 ^(※1) および同性パートナー ^(※2) を含みます。 (※1)内縁の相手方とは、婚姻の届出をしていないために、法律上の夫婦と認められないものの、事実上婚姻関係と同様の事情にある方をいいます。 (※2)同性パートナーとは、戸籍上の性別が同一であるために、法律上の夫婦と認められないものの、婚姻関係と異なる程度の実質を備える状態にある方をいいます。 (注)内縁の相手方および同性パートナーは、婚姻の意思(同性パートナーの場合は、パートナー関係を将来にわたり継続する意思)をもち、同居により婚姻関係に準じた生活を営んでいる場合にかぎり、配偶者に含みます。
【親族】	6親等内の血族、配偶者または3親等内の姻族をいいます。
【免責金額】	支払保険金の算出にあたり、損害の額から控除する自己負担額をいいます。

ケガの補償および活動従事者個人の賠償責任 ご加入に際して、特にご注意いただきたいこと (注意喚起情報のご説明)

1. クーリングオフ

この保険は団体契約であり、クーリングオフの対象とはなりません。

2. ご加入における注意事項(告知義務等)

●加入依頼書等に記入いただく内容は、損保ジャパンが公平な引受判断を行ううえで重要な事項になります。

●ご契約者または被保険者(保険の対象となる方)には、告知事項^(※)について、事実を正確にご回答いただく義務(告知義務)があります。

(※)「告知事項」とは、危険に関する重要な事項のうち、加入依頼書等の記載事項によって損保ジャパンが告知を求めたものをいい、他の保険契約等に関する事項を含みます。

<告知事項>この保険における告知事項は、次のとおりです。

★前年度の延活動従事者数

★他の保険契約^(※)の有無

(※)「他の保険契約等」とは、個人用傷害所得総合保険、傷害総合保険、普通傷害保険、家族傷害保険、交通事故傷害保険、ファミリー交通傷害保険、積立傷害保険等、この保険契約の全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。

●口頭でお話しまたは資料提示されただけでは、告知していただいたことになりません。

告知事項について、事実を記入されなかった場合または事実と異なることを記入された場合は、ご契約を解除することや、保険金をお支払いできないことがあります。

●死亡保険金をお支払いする場合は、被保険者の法定相続人にお支払いします。

3. ご加入における注意事項(通知義務等)

●加入依頼書等記載の住所または通知先を変更された場合は、遅滞なく取扱代理店または損保ジャパンまでご通知ください。

●ご加入内容の変更を希望される場合は、あらかじめ取扱代理店または損保ジャパンまでご通知ください。また、ご加入内容の変更に伴い保険料が変更となる場合は、所定の計算により算出した額を返還または請求します。

<被保険者による解除請求(被保険者離脱制度)について>

被保険者は、この保険契約(その被保険者に係る部分にかぎります。)を解除することを求めるすることができます。お手続き方法等につきましては、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

●保険金の請求状況や被保険者のご年齢等によっては、ご継続をお断りすることや、ご継続の際に補償内容を変更させていただくことがあります。あらかじめご了承ください。

<重大事由による解除等>

保険金を支払われる目的で損害等を生じさせた場合や、保険契約者、被保険者または保険金受取人が暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合などは、ご契約を解除することや、保険金をお支払いできないことがあります。

<他の身体障害または疾病の影響>

すでに存在していたケガや後遺障害、病気の影響などにより、保険金をお支払いするケガの程度が重くなったときは、それらの影響がなかったものとして保険金をお支払いします。

4. 責任開始期

保険責任は保険期間初日午前0時に始まります。

5. 事故がおきた場合の取り扱い

●事故が発生した場合は、ただちに損保ジャパンまでご通知ください。事故の発生日のからその日のを含めて30日以内にご通知がない場合は、保険金の全額または一部をお支払いできないことがあります。

●被保険者が法律上の賠償責任を負担される事故が発生した場合は、必ず損保ジャパンにご相談のうえ、交渉をおすすめください。事前に損保ジャパンの承認を得ることなく賠償責任を認めたり、賠償金をお支払いになってしまった場合は、保険金の全額または一部をお支払いできないことがあります。

また、盗難による損害が発生した場合はただちに警察署へ届け出してください。

(注)日本国内において発生した事故については、損保ジャパンが示談交渉をお引き受けし事故の解決にあたる「示談交渉サービス」がご利用いただけます。示談交渉サービスのご提供にあたっては、被保険者および損害賠償請求権者の方の同意が必要となります。なお、以下の場合は示談交渉サービスをご利用いただけませんのでご注意ください。

- ・被保険者の負担する法律上の損害賠償責任の額が保険金額を明らかに超える場合
- ・損害賠償に関する訴訟が日本国外の裁判所に提起された場合など

●保険金のご請求にあたっては、以下に掲げる書類のうち、損保ジャパンが求めるものを提出してください。

ケガの補償および活動従事者個人の賠償責任 ご加入に際して、特にご注意いただきたいこと（注意喚起情報のご説明）（続き）

必要となる書類	必要書類の例
① 保険金請求書および保険金請求権者が確認できる書類	保険金請求書、印鑑証明書、戸籍謄本、委任状、代理請求申請書、住民票など
② 事故日時・事故原因および事故状況等が確認できる書類	傷害状況報告書、就業不能状況報告書、事故証明書、メカニカル修理工業者等からの原因調査報告書など
③ 傷害の程度、保険の対象の価額、損害の額、損害の程度および損害の範囲、復旧の程度等が確認できる書類	①被保険者の身体の傷害または疾病に関する事故、他の人の身体の障害に関する賠償事故の場合 死亡診断書(写)、死体検査書(写)、診断書、診療報酬明細書、入院通院申告書、治療費領収書、診察券(写)、運転免許証(写)、レントゲン(写)、所得を証明する書類、休業損害証明書、源泉徴収票 災害補償規定、補償金受領書など ②他の人の財物の損壊に関する賠償事故の場合 修理見積書、写真、領収書、図面(写)、被害品明細書、賃貸借契約書(写)、売上高等営業状況を示す帳簿(写)など
④ 保険の対象であることが確認できる書類	売買契約書(写)、保証書など
⑤ 公の機関や関係先等への調査のために必要な書類	同意書など
⑥ 被保険者が損害賠償責任を負担することが確認できる書類	示談書 ^(注) 、判決書(写)、調停調書(写)、和解調書(写)、相手の方からの領収書、承諾書など
⑦ 損保ジャパンが支払うべき保険金の額を算出するための書類	他の保険契約等の保険金支払内容を記載した支払内訳書など

(※)保険金は、原則として被保険者から相手の方へ賠償金を支払った後にお支払いします。

(注1)事故の内容またはケガの程度および損害の額等に応じ、上記以外の書類もしくは証拠の提出または調査等にご協力いただくことがあります。

(注2)被保険者に保険金を請求できない事情がある場合は、ご親族のうち損保ジャパン所定の条件を満たす方が、代理人として保険金を請求することができます。

- 前記の書類をご提出いただく等、所定の手続きが完了した日からその日を含めて30日以内に、損保ジャパンが保険金をお支払いするために必要な事項の確認を終え、保険金をお支払いします。ただし、特別な照会または調査等が不可欠な場合は、損保ジャパンは確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を通知し、お支払いまでの期間を延長することがあります。詳しい内容につきましては、損保ジャパンまでお問い合わせください。

- ケガをされた場合等は、この保険以外の保険でお支払いの対象となる可能性があります。また、ご家族の方が加入している保険がお支払対象となる場合もあります。損保ジャパン・他社を問わず、ご加入の保険証券等をご確認ください。

6. 保険金をお支払いできない主な場合

本パンフレットの補償の内容【保険金をお支払いする主な場合とお支払いできない主な場合】をご確認ください。

ケガの補償および活動従事者個人の賠償責任【ご加入内容確認事項】

本確認事項は、万一の事故の際にお客様に安心して保険をご利用いただくために、ご加入いただく保険商品がお客様のご意向に沿っていること、ご加入いただくうえで特に重要な事項を正しくご記入いただいていること等をお客さまご自身に確認していただくためのものです。
お手数ですが、以下の事項について、再度ご確認ください。
なお、ご確認にあたりご不明な点がございましたら、パンフレットに記載の問い合わせ先までご連絡ください。

1. 保険商品の次の補償内容等が、お客様のご意向に沿っているかをご確認ください。

- 補償の内容(保険金の種類)、セットされる特約
保険料、保険料払込方法
保険金額

- 満期返りい金・契約者配当金がないこと
保険期間

2. ご加入いただく内容に誤りがないかをご確認ください。

- 以下の項目は、保険料を正しく算出したり、保険金を適切にお支払いしたりする際に必要な項目です。内容をよくご確認ください(告知事項について、正しく告知されているかをご確認ください)。
パンフレットに記載の「他の保険契約等」について、正しく告知されているかをご確認いただきましたか。
以下の【補償重複についての注意事項】をご確認いただきましたか。

【補償重複についての注意事項】
補償内容が同様のご契約が他にある場合は、補償が重複することがあります。補償が重複すると、対象となる事故については、どちらのご契約からでも補償されますが、いずれか一方のご契約からは保険金が支払われない場合があります。ご加入にあたっては、補償内容の差異や保険金額をご確認いただき、補償・特約の要否をご判断ください。

3. お客様にとって重要な事項（契約概要・注意喚起情報の記載事項）をご確認いただきましたか。

- 特に「注意喚起情報」には、「保険金をお支払いできない主な場合」はお客様にとって不利益となる情報や、「告知義務・通知義務」が記載されています

ので必ずご確認ください。

団体の賠償責任の補償および感染症の補償 補償の内容【保険金をお支払いする主な場合とお支払いできない主な場合】

保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いできない主な場合
本パンフレットをご覧ください。	本パンフレットをご覧ください。

ご注意

- 賠償責任保険および約定履行費用保険は、保険種類に応じた特約条項および追加条項によって構成されています。特約条項および追加条項等の詳細につきましては、取扱代理店または損保ジャパンにご照会ください。
- ご契約の際は、加入依頼書の記載内容に間違いかないか十分にご確認ください。
- この保険契約の保険適用地域は日本国内となります。
- この保険契約について、損害賠償請求が訴訟により提起された場合、損保ジャパンは日本国内の裁判所に提起された訴訟による損害のみを補償します。
- 特に、サービスの内容や保険料算出基礎数字となるサービスに従事される方の年間延活動従事者数など保険料計算に関係する事項につきましては、加入依頼書の記載事項が事実と異なっていないか、十分にご確認いただき、相違がある場合は、必ず訂正や変更をお願いします。
- 保険契約にご加入いただく際には、ご加入される方ご本人が署名または記名捺印ください。
- 加入証は大切に保管してください。
- この保険契約は損害保険会社2社による共同保険契約であり、引受保険会社は

各々の引受割合に応じて連帯することなく単独別個に保険契約上の責任を負います。損保ジャパンは幹事会社として、他の会社を代理・代行して保険料の領収、保険証券の発行、保険金支払その他の業務または事務を行っております。
引受保険会社および引受割合は以下のとおりです。
損保ジャパン株式会社(幹事会社)85%
東京海上日動火災保険株式会社15%

- 引受保険会社が経営破綻した場合は引受保険会社の業務もしくは財産の状況に照らして事業の継続が困難となり、法令に定める手続きに基づきご契約条件の変更が行われた場合は、ご契約時にご約束した保険金・解約返りい金等のお支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。この保険は損害保険契約者保護機構の補償対象となりますので、引受保険会社が経営破綻した場合は、以下のとおり補償されます。
(1) 保険期間が1年以内の場合は、保険金・解約返りい金等の8割まで(ただし、破綻時から3か月までに発生した事故による保険金は全額)が補償されます。
(2) 保険期間が1年を超える場合は、保険金・解約返りい金等の9割^(注)までが補償されます。
(注)保険期間が5年を超えて、主務大臣が定める率より高い予定期率が適用されているご契約については、追加で引き下げとなることがあります。
- 個人情報の取扱いについて
○保険契約者(団体)は、本契約に関する個人情報を、損保ジャパンに提供します。
○損保ジャパンは、本契約に関する個人情報を、本契約の履行、損害保険等損保ジャパンの取り扱う商品・各種サービスの案内・提供、等を行うために取得・利用し、その他業務上必要とする範囲で、業務委託先、再保険会社、等(外国にある事業者を含みます。)に提供等を行う場合があります。また、契約の安定的な運用を図るために、加入者および被保険者の保険金請求情報等を契約者に対して提供することができます。なお、保健医療等のセンシティブ情報(要配慮個人情報を含みます。)の利用目的は、法令等に従い、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定します。個人情報の取扱いに関する詳細(国外在住者の個人情報を含みます。)については損保ジャパン公式ウェブサイト(<https://www.sompo-japan.co.jp/>)をご覧ください。申込人(加入者)および被保険者は、これらの個人情報の取扱いに同意のうえ、ご加入ください。

ご注意（続き）

は、保険金・解約返りい金等の8割まで（ただし、破綻時から3か月までに発生した事故による保険金は全額）が補償されます。なお、ご契約者が個人等以外の保険契約であっても、その被保険者である個人等がその保険料を実質的に負担すべきこととされているもののうち、当該被保険者にかかる部分については、上記補償の対象となります。

損害保険契約者保護機構の詳細につきましては、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

- 実際にご契約いただくお客様の保険料につきましては、加入依頼書等にてご確認ください。

団体の賠償責任の補償および感染症の補償 ご加入にあたってのご注意

■告知義務（ご契約締結時における注意事項）

- (1) 加入対象者または記名被保険者の方には、保険契約締結の際、告知事項について、損保ジャパンに事実を正確に告げていただく義務（告知義務）があります。

<告知事項>

加入依頼書等の記載事項すべて

- (2) 保険契約締結の際、告知事項のうち危険に関する重要な事項^(注)について、故意または重大な過失によって事実を告げなかつた場合または事実と異なることを告げた場合には、保険金をお支払いできることや、ご契約が解除されることがあります。

（注）告知事項のうち危険に関する重要な事項とは以下のとおりです。

①記名被保険者（加入対象者）

②サービスの内容

③年間延活動従事者数

④その他保険会社が加入依頼書以外の書面で告知を求める事項

■通知義務（ご契約締結後における注意事項）

- (1) 保険契約締結後、告知事項に変更が発生する場合、取扱代理店または損保ジャパンまでご通知ください。ただし、その事実がなくなった場合は、ご

団体の賠償責任の補償および感染症の補償 万一事故にあわれたら

万一事故が発生した場合は、以下の対応を行ってください。加入対象者または被保険者が正当な理由なく以下の対応を行わなかつた場合は、保険金の一部を差し引いてお支払いする場合があります。

- 1.以下の事項を、遅滞なく損保ジャパンまで所定の書面でご通知ください。

<1>事故発生の日時、場所、事故の状況、被害者の住所・氏名・名称

<2>上記<1>について証人となる者がある場合は、その者の住所および氏名または名称

<3>損害賠償の請求の内容

など

- 2.他人に損害賠償の請求をすることができる場合は、その権利の保全または行使に必要な手続をしてください。

- 3.損害の発生および拡大の防止に努めてください。

- 4.損害賠償の請求を受けた場合は、あらかじめ損保ジャパンの承認を得ないで、その全部または一部を承認しないようにしてください。ただし、被害者に対する応急手当または護送その他の緊急措置を行ふことを除きます。

- 5.損害賠償の請求についての訴訟を提起し、または提起された場合は、遅滞

なく損保ジャパンに通知してください。

- この保険契約の保険料を定めるために用いる保険料算出の基礎数字は、サービスに従事される方の年間延活動従事者数となっています。保険料算出の基礎数字につきましては、正確にご申告いただきますようお願いします。
- 取扱代理店は損保ジャパンとの委託契約に基づき、お客様からの告知の受領、保険契約の締結・管理業務等の代理業務を行っております。したがいまして、取扱代理店とご締結いただいたて有効に成立したご契約につきましては、損保ジャパンと直接契約されたものとなります。

通知いただく必要はありません。

（注）加入依頼書等に記載された事実の内容に変更を生じさせる事実が発生した場合で、その事実の発生が記名被保険者に原因がある場合は、あらかじめ取扱代理店または損保ジャパンにご通知ください。その事実の発生が記名被保険者の原因でない場合は、その事実を知った後、遅滞なく取扱代理店または損保ジャパンにご通知が必要となります。

- (2) 以下の事項に変更があった場合にも、取扱代理店または損保ジャパンまでご通知ください。ご通知いただかないこと、損保ジャパンから的重要なご連絡ができないことがあります。

- (3) ご通知やご通知に基づく追加保険料のお支払いがないまま事故が発生した場合、保険金をお支払いできることやご契約が解除されることがあります。ただし、変更後の保険料が変更前の保険料より高くなかったときを除きます。

- (4) 重大事由による解除等

保険契約者または被保険者が暴力団関係者、その他反社会的勢力に該当すると認められた場合などは、保険金をお支払いできることや、ご契約が解除されることがあります。

なく損保ジャパンに通知してください。

- 6.他の保険契約や共済契約の有無および契約内容について、遅滞なく通知してください。

- 7.前記の1.～6.のほか、損保ジャパンが特に必要とする書類または証拠となるものを求めた場合は、遅滞なく、これを提出し、損保ジャパンの損害の調査に協力をお願ひいたします。

- この保険契約と補償内容が重複する他の保険契約や共済契約が存在する場合は、これらの契約内容について遅滞なく損保ジャパンに通知してください。

- 示談交渉は必ず損保ジャパンとご相談いただきながらおすすめください。事前に損保ジャパンの承認を得ることなく損害賠償責任を認めたり、賠償金等をお支払いになつた場合は、その一部または全部について保険金をお支払いできなくなる場合がありますので、ご注意ください。

- この保険では、保険会社が被保険者に代わり示談交渉を行うことはできません。

- 保険金のご請求にあたっては、次の書類のうち、損保ジャパンが求めるものを提出してください。

必要となる書類	必要書類の例
① 保険金請求書および保険金請求権者が確認できる書類	保険金請求書、戸籍謄本、印鑑証明書、委任状、住民票 等
② 事故(災害) 日時・事故(災害) 原因および事故状況等が確認できる書類	事故状況説明書、罹災証明書、交通事故証明書、請負契約書、メーカーや修理業者などからの原因調査報告書 等
③ 保険の対象の時価額、損害の額、損害の程度および損害の範囲、復旧の程度等が確認できる書類	①建物・家財・什器備品などに関する事故、他人の財物を損壊した賠償事故の場合 修理見積書、写真、領収書、図面(写)、被害品明細書、復旧通知書、賃貸借契約書、売上高等営業状況を示す帳簿(写) 等 ②被保険者の身体の傷害または疾病に関する事故、他人の身体の障害に関する賠償事故の場合 診断書、入院通院申告書、治療費領収書、所得を証明する書類、休業損害証明書、源泉徴収票、災害補償規定、補償金受領書 等
④ 保険の対象であることが確認できる書類	登記簿謄本、売買契約書(写)、登録事項等証明書 等
⑤ 公の機関や関係先等への調査のために必要な書類	同意書 等
⑥ 被保険者が損害賠償責任を負担することが確認できる書類	示談書、判決書(写)、調停調書(写)、和解調書(写)、被害者からの領収書、承諾書等
⑦ 質権が設定されている場合に、保険金請求に必要な書類	承諾書、債権額現在高通知書、質権者専用保険金振込依頼書 等
⑧ 損保ジャパンが支払うべき保険金の額を算出するための資料	他の保険契約等の保険金支払内容を記載した支払内訳書 等

- 損保ジャパンは、被保険者が保険金請求の手続を完了した日から原則、30日以内に保険金をお支払いします。ただし、以下の場合は、30日超の日数を要することがあります。

①公的機関による捜査や調査結果の照会

②専門機関による鑑定結果の照会

③災害救助法が適用された災害の被災地域での調査

④日本国外での調査

⑤損害賠償請求の内容や根拠が特殊である場合

上記の①から⑤の場合、さらに照会や調査が必要となった場合、被保険者との協議のうえ、保険金支払の期間を延長することがあります。

- 保険契約者や被保険者が正当な理由なく、損保ジャパンの確認を妨げたり、応じなかつた場合は、上記の期間内に保険金が支払われない場合がありますのでご注意ください。

- 賠償責任保険の保険金に質権を設定することはできません。

- 被保険者が保険金を請求する場合、被害者は保険金請求権に関して、損保ジャパンから直接、保険金を受領することが可能な場合があります。詳細につきましては取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

■指定紛争解決機関

損保ジャパンは、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決

機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。損保ジャパンとの間で問題を解決できない場合は、一般社団法人日本損害保険協会に解決の申し立てを行ふことができます。

一般社団法人日本損害保険協会そんぽADRセンター

[ナビダイヤル] 0570-022808 <通話料有料>

受付時間:平日の午前9時15分～午後5時(土・日・祝日・年末年始は休業)
詳しくは、一般社団法人日本損害保険協会のホームページをご覧ください。
(https://www.sonpo.or.jp/)

- このパンフレットは概要を説明したものです。詳細につきましては、ご契約者である団体の代表者の方にお渡ししております約款等に記載しています。必要に応じて、団体までご請求いただくか、損保ジャパン公式ウェブサイト(<https://www.sonpo-japan.co.jp/>)でご参照ください(ご契約内容が異なっていたり、公式ウェブサイトに約款・ご契約のしおりを掲載していない商品もあります。)。ご不明点等がある場合には、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

- ご契約者と被保険者(保険の補償を受けられる方)が異なる場合は、被保険者となる方にもこのパンフレットに記載した内容をお伝えください。

損保ジャパン都道府県別担当一覧

(令和4年9月現在)

※下表は令和4年9月末現在のものです。変更になる場合がありますので、あらかじめご了承ください。

※受付時間は平日午前9時から午後5時までとなります。(土日・祝日・年末年始は除きます。)

※事故報告の際は、所定の事故報告書をご利用いただき、加入証を添付のうえ、各都道府県別の事故担当にFAXにてご送付ください。

保険制度の内容照会・契約内容の変更手続き等はこちら		都道府県	【事故】事故報告・事故に関するお問い合わせはこちら		
担当営業店	代表電話番号		事故担当保険金サービス課	代表電話番号	FAX番号
札幌支店法人第一支社	011-281-6144	北海道	北海道火災新種保険金サービス第二課	011-222-4023	011-231-2730
青森支店青森支社	017-773-4411	青森	青森保険金サービス課	017-773-2711	017-773-4420
岩手支店盛岡支社	019-653-4141	岩手	盛岡保険金サービス課	019-653-4145	019-653-2687
仙台支店法人第一支社	022-298-1352	宮城	仙台火災新種保険金サービス課	022-298-2280	022-298-2290
秋田支店法人支社	018-862-4463	秋田	秋田保険金サービス課	018-862-8434	018-863-7924
山形支店山形支社	023-623-7030	山形	山形保険金サービス課	023-624-1735	023-625-0020
福島支店福島支社	024-523-1310	福島	郡山保険金サービス課	024-922-2614	024-922-2458
茨城支店法人支社	029-231-8043	茨城	茨城火災新種保険金サービス課	029-302-5161	029-231-8354
栃木支店宇都宮中央支社	028-627-8072	栃木	栃木保険金サービス課	028-627-8195	028-624-5738
群馬支店法人支社	027-223-5111	群馬	群馬保険金サービス課	027-223-5095	027-221-1200
埼玉中央支店法人支社	048-648-6010	埼玉	埼玉火災新種保険金サービス課	048-648-6006	048-647-5869
千葉支店千葉支社	043-243-3097	千葉	千葉火災新種保険金サービス課	043-252-1800	043-252-1836
医療・福祉開発部第二課	03-3349-5137	東京	団体保険金サービス第一課	03-3349-5295	03-3344-5878
横浜支店営業第三課	045-201-6720	神奈川	神奈川火災新種保険金サービス第一課	045-661-2626	045-201-2061
新潟支店法人支社	025-244-5181	新潟	新潟火災新種保険金サービス課	025-244-5191	025-244-8130
富山支店富山支社	076-441-3367	富山	富山保険金サービス課	076-441-3375	076-433-2050
金沢支店法人支社	076-262-2507	石川	金沢火災新種保険金サービス課	076-232-2434	076-232-2193
福井支店法人支社	0776-24-0204	福井	福井保険金サービス第一課	0776-21-6128	0776-84-0153
山梨支店法人支社	055-233-7837	山梨	山梨保険金サービス第一課	055-237-7289	055-233-2191
長野支店長野法人支社	026-235-8126	長野 北信・東信 中信・南信	長野保険金サービス課	026-228-7331	026-228-7341
岐阜支店法人支社	058-266-8625		松本保険金サービス課	0263-33-3114	0263-37-0452
静岡支店静岡支社	054-254-1281	静岡	愛知火災新種保険金サービス第二課	052-953-3903	052-953-3092
名古屋企業営業部金融公務室	052-953-3894	愛知	愛知火災新種保険金サービス第二課	052-953-3903	052-953-3092
三重支店津支社	059-226-3011	三重	愛知火災新種保険金サービス第二課	052-953-3903	052-953-3092
滋賀支店法人支社	077-523-3185	滋賀	京都火災新種保険金サービス課	075-343-6717	075-343-6727
京都支店法人支社	075-252-1016	京都	京都火災新種保険金サービス課	075-343-6717	075-343-6727
大阪金融公務部第一課	06-6449-1050	大阪	大阪火災新種保険金サービス第三課	06-4704-2238	06-4704-2403
神戸支店法人第一支社	078-333-2595	兵庫	兵庫火災新種保険金サービス課	078-371-1017	078-371-1026
奈良支店奈良支社	0742-34-9111	奈良	大阪火災新種保険金サービス第三課	06-4704-2238	06-4704-2403
和歌山支店和歌山中央支社	073-433-0400	和歌山	大阪火災新種保険金サービス第三課	06-4704-2238	06-4704-2403
山陰支店鳥取支社	0857-23-3301	鳥取	松江保険金サービス課	0852-21-9755	0852-21-8970
山陰支店松江支社	0852-21-9700	島根	松江保険金サービス課	0852-21-9755	0852-21-8970
岡山支店岡山中央支社	086-225-1069	岡山	岡山火災新種保険金サービス課	086-232-3665	086-223-1565
広島支店法人第一支社	082-243-6201	広島	広島火災新種保険金サービス課	082-243-6364	082-243-6147
山口支店法人支社	083-231-3580	山口	広島火災新種保険金サービス課	082-243-6364	082-243-6147
徳島支店徳島支社	088-655-9611	徳島	高松火災新種保険金サービス課	087-833-3273	087-833-3319
高松支店法人支社	087-825-0915	香川	高松火災新種保険金サービス課	087-833-3273	087-833-3319
愛媛支店法人支社	089-943-1917	愛媛	松山保険金サービス第二課	089-946-0044	089-932-0121
高知支店高知支社	088-822-6202	高知	高知保険金サービス課	088-880-5057	088-880-5070
福岡支店営業第一課	092-481-5310	福岡	福岡火災新種保険金サービス課	092-481-0910	092-481-0902
佐賀支店佐賀支社マーケット推進G	0952-23-8191	佐賀	福岡火災新種保険金サービス課	092-481-0910	092-481-0902
長崎支店長崎支社	095-826-7222	長崎	長崎保険金サービス課	095-821-0090	095-821-2566
熊本支店法人支社	096-326-9355	熊本	熊本火災新種保険金サービス課	096-326-9020	096-322-3990
大分支店法人支社	097-538-1510	大分	大分保険金サービス第二課	097-538-3724	097-538-3728
宮崎支店法人支社	0985-27-8351	宮崎	宮崎保険金サービス第一課	0985-27-7137	0985-28-1737
鹿児島支店法人支社	099-812-7504	鹿児島	鹿児島火災新種保険金サービス課	099-812-7512	099-251-1124
沖縄支店法人支社	098-861-4577	沖縄	沖縄保険金サービス課	098-862-2091	098-868-9239

お問い合わせは

取扱代理店

株式会社 福祉保険サービス

〒100-0013 東京都千代田区霞が関 3-3-2 新霞が関ビル

TEL 03-3581-4667 FAX 03-3581-4763

受付時間：平日の 9:30～17:30(土日・祝日、年末年始を除きます。)

団体契約者

 社会福祉法人 全国社会福祉協議会 総務部

〒100-8980 東京都千代田区霞が関 3-3-2 新霞が関ビル
TEL 03-3581-7820

受付時間：平日の 9:30～17:30 (土日・祝日、年末年始を除きます。)

引受け保険会社

(幹事保険会社) 損害保険ジャパン株式会社

医療・福祉開発部 第二課

〒160-8338 東京都新宿区西新宿 1-26-1

TEL 03-3349-5137 FAX 03-6388-0154

受付時間：平日の 9:00～17:00 (土日・祝日、年末年始を除きます。)
(共同引受け保険会社) 東京海上日動火災保険株式会社